

監査法人検査を通じて 見えてくる上場企業の課題

金融庁
公認会計士・監査審査会事務局長
兼 検査局審議官
佐々木清隆



Agenda

- 1. 公認会計士・監査審査会の組織**
- 2. 公認会計士・監査法人に対する審査・検査**
- 3. 平成26年度検査基本計画**
- 4. 監査法人検査を通じてみた上場企業の課題**



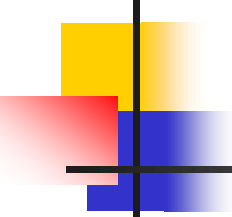


1. 公認会計士・監査審査会の組織



主な業務・権限

1. 公認会計士・監査法人及び日本公認会計士協会に対する検査等
2. 公認会計士試験の実施
3. 公認会計士・監査法人に対する金融庁による懲戒処分等の調査審議

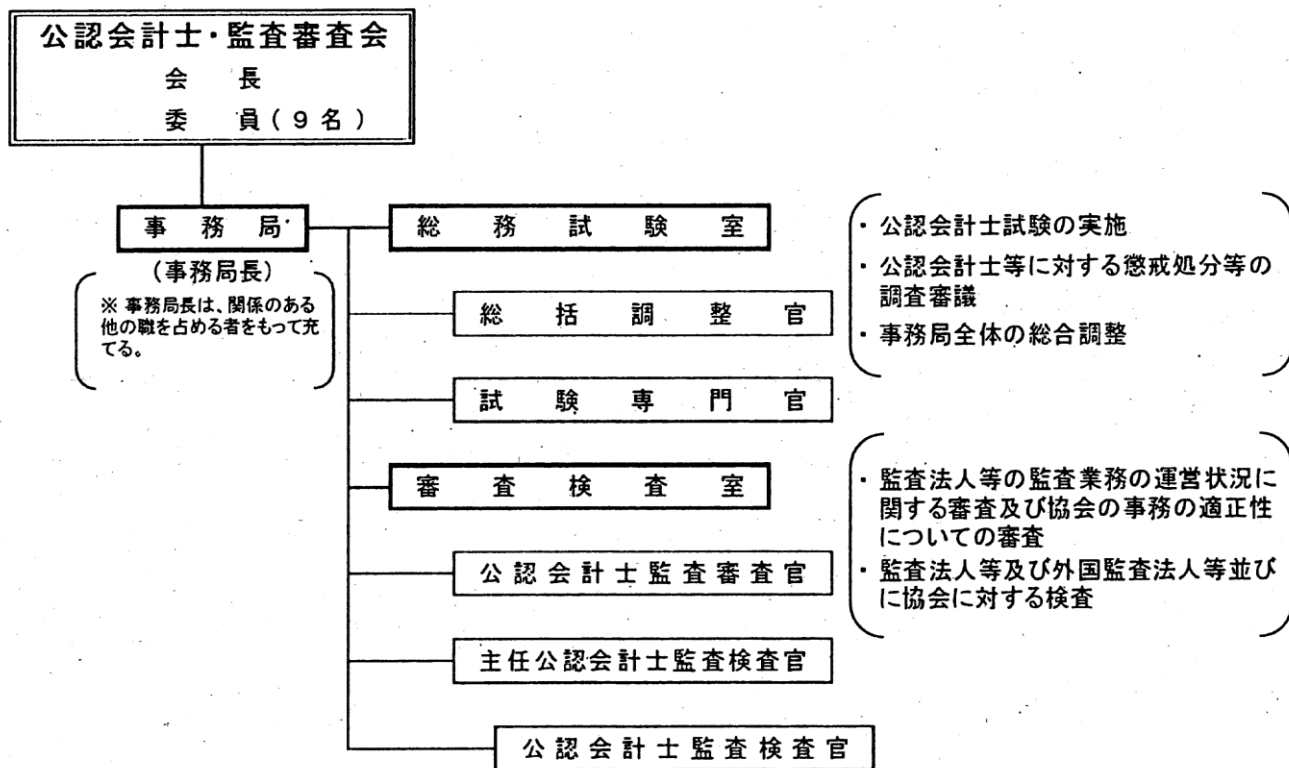


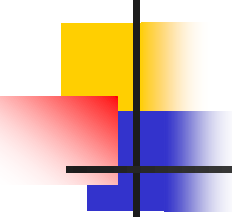
審査会の組織

平成16年4月設置。現在第4期（平成25年4月～28年3月）

- **千代田会長**
- **廣本常勤委員**
- **非常勤委員（8名）**

事務局の構成





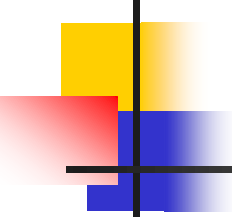
事務局の定員の推移

(単位:人、年度末ベース)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合 計	47	51	55	58	57	56	56
総務試験室	12	12	14	14	14	14	14
審査検査室	35	39	41	44	43	42	42
主任公認会計士 監査検査官	4	5	5	7	7	7	7
公認会計士 監査検査官	24	26	28	27	28	26	26



2. 公認会計士・監査法人 に対する審査・検査



企業の会計不正・粉飾の増加

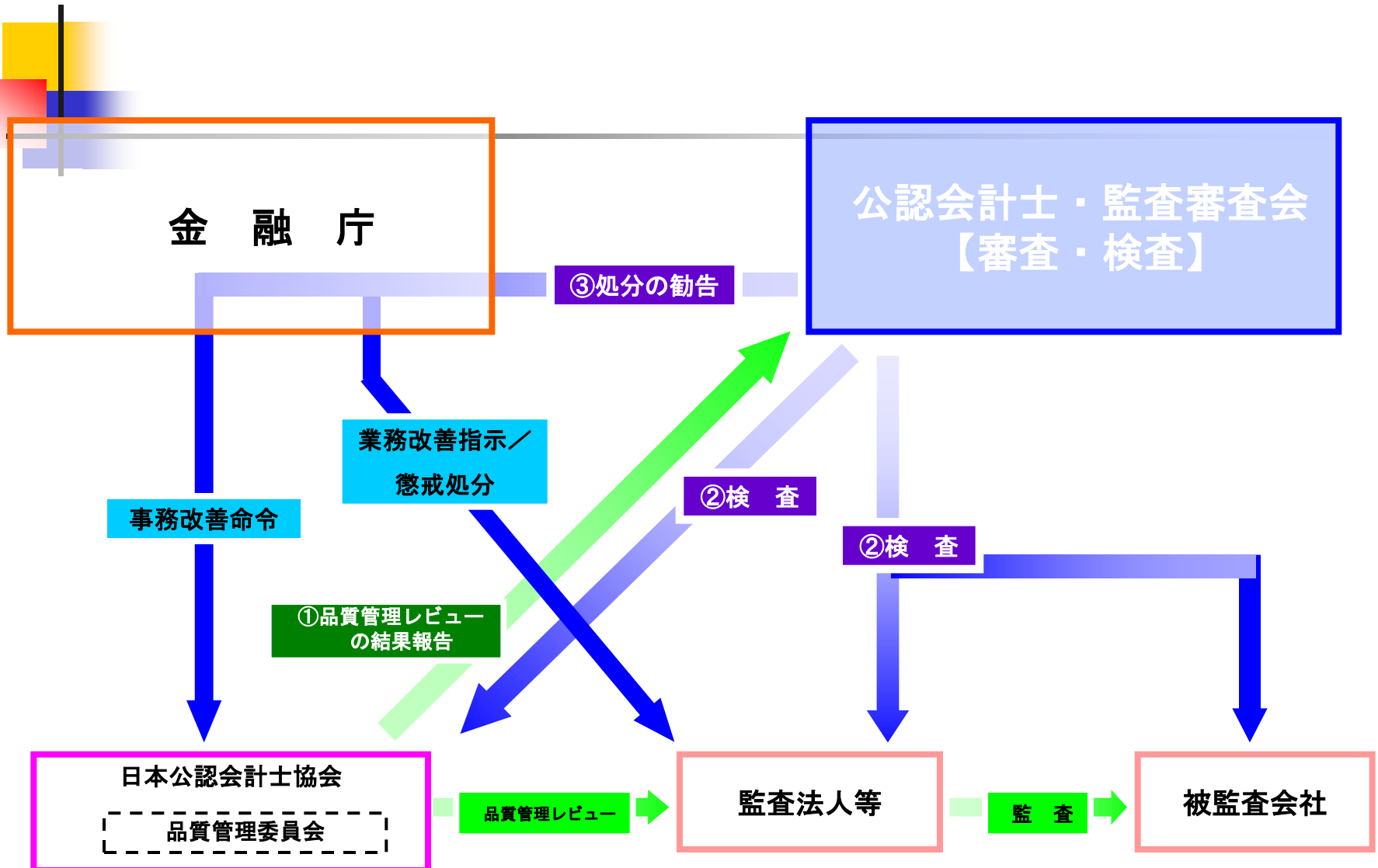
- 2001年エンロン破綻とアーサーアンダーセン問題(米国)
- 2005年カネボウ粉飾・中央青山監査法人問題(日本)
- 2006年ライブドア事件
- 伝統的な粉飾に加え、いわゆる不公正ファイナンスの増加



会計不正・粉飾と監査対応

- 監査基準の改定・強化：会計不正の予防、財務情報の信頼性強化
- 監査法人自身の審査機能：監査品質向上のための監査法人としての自己規律
- 日本公認会計士協会による品質管理レビューの導入（1999年）：自主規制機能
- 公認会計士・監査審査会の設立（2004年）：公的監視

「品質管理レビュー」に対する審査及び検査





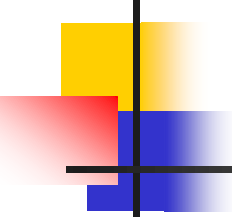
審査・検査の目的: 監査の品質確保・向上

- 日本公認会計士協会による品質管理レビュー(自主規制)を前提に、審査会による審査・検査(公的規制)が補完する二重チェック・システム
- 監査事務所における監査業務の適切性の検証
- 協会の品質管理レビューの実効性の検証



審査・検査のプロセス

1. 協会品質管理レビューの報告受理
2. 審査：協会からの報告を踏まえ、以下を確認
 - 協会品質管理レビューの運営の適切性
 - 監査事務所による監査業務の適切性
3. 立入検査：協会、個別監査事務所、その他被監査会社等
4. 金融庁長官への行政処分等の勧告



審査・検査の実施状況

■ 審査の実施状況

(平成26年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	94	140	139	131	120	83	99	86	95	93

(注1) 平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

■ 検査の実施状況

(平成26年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	2	12	13	11	5	7	9	9	11	13

(注1) 平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

(注2) 検査は、前年度に審査を実施した先から選定のうえ実施している。



金融庁長官への勧告

- 検査を踏まえた、金融庁長官に対する行政処分等の勧告

(平成27年1月31日現在)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
件数	4	3	5	1	1	1	2	2	1	4

(注) 平成17年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

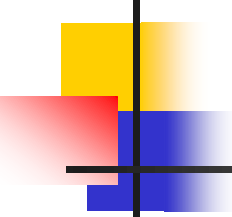


監査事務所検査結果事例集 (平成26年7月)

- 審査会検査における主な指摘事例の公表
- 監査事務所による自主的な取組みを期待
- 審査会としての期待水準の提示
- 上場企業取締役・監査役、投資家等市場関係者にとっての参考情報



3. 平成26年度検査基本計画



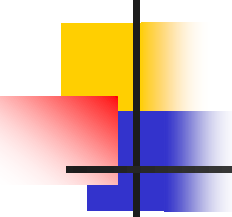
オフサイトの強化(1): :事前のリスクアセスメント

- 協会レビュー報告(毎年約90件)の審査に基づく監査事務所のリスク・アセスメント:検査、報告徴収先等の選定
- リスクアセスメントの視点
 - レビューでの指摘及び監査事務所による改善状況
 - 審査会検査実施状況(検査未実施先の優先)
 - 監査事務所に関する各種情報収集:金融庁、証券取引等監視委員会、証券取引所等



オフサイトの強化(2): 報告徴収の活用

- リソースの制約、検査実施件数(年間10件程度)を踏まえ、オフサイトでの報告徴収の積極的活用(特に、検査未実施先)
- 報告徴収項目
 - 協会レビューへの対応状況の確認
 - 業界横断的な問題(監査役と監査人のコミュニケーション、監査人の交代・引継ぎ、グループ監査等)
 - 監査事務所の経営管理態勢等
- 対面方式を基本(25年度から導入)



報告徴収の実施状況

■ 重点的検証等の実施状況 （平成26年3月31日現在）

	H22	H23	H24	H25
件数	32	31	58	70

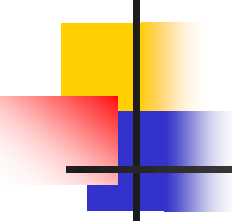
■ 検査結果通知後の報告徴収の実施状況 （平成26年3月31日現在）

	H22	H23	H24	H25
件数	3	4	5	7



オンサイト検査の実効性向上

- 監査事務所の経営管理態勢・ビジネスモデルの検証；経営計画、代表者の姿勢 (tone at the top)、人材採用・育成方針、人事評価・報酬等incentive
- 被監査会社のリスクの適切な評価；それを踏まえた受嘱・更新、監査計画・手続等
- 不正リスク対応基準への対応
- 根本原因(root cause)の究明



大手監査法人(1): リスクベース検査の徹底

- 2年毎の協会レビュー
- 審査会発足後、2年毎4巡目の検査
- グローバル・グループによる定期的検証
- 米国PCAOBによる検査の実施

→ **minimum standard**の品質管理の基本的問題よりも、グローバルな監査法人としての**best practice**の構築が一層重要

→ 単なる準拠性の観点からの形式的な指摘よりも、より本質的な問題の検証の必要性



大手監査法人(2): テーマ別検証

大手法人に共通するテーマの検証

- 法人の末端までの品質管理の定着状況;本部と地方事務所のgapの問題
- 金融機関等の監査
- グループ監査:海外の監査人とのコミュニケーションの状況
- 監査法人グループ全体の経営管理・経営計画:
非監査業務、特に、コンサルティング、税務業務、
Financial advisory, forensic等



準大手監査法人

- 新たに定期的検査(原則3年毎)の導入
- 準大手監査法人として共通するリスクへのフォーカス
 - 経営管理・ビジネスモデル
 - 新規受嘱・更新
 - グループ監査
 - 金融機関等監査等



中小監査事務所検査： 品質管理の基本の検証

- 中小監査法人の問題：会計士5名で届出のみで法人設立可能；上場企業を監査する組織態勢としての実効性への懸念
- 監査法人の交代および新設監査法人の問題：いわゆる「駆け込み寺」監査法人。
- 監査法人としての基本が不十分：ミニマム・スタンダードの観点での検証の必要性
- 中小監査事務所共通の問題へのフォーカス；限られた監査リソース、金融機関等監査に必要な専門性、被監査先からの独立性等



審査・検査の事後的な対応

- 検査結果通知から一定期間経過後に報告徴収を実施
- 報告徴収結果を次回の検査等に活用
- 検査結果の分析に基づく業界横断的な問題点の抽出
- 当該問題点について関係先との認識の共有、情報発信：協会、金融庁、証券取引等監視委、証券取引所、監査役協会、投資家諸団体等



4. 監査法人検査を 通じてみた上場企業の課題



コーポレート・ガバナンスの重視

- 会社法改正
- 日本再興戦略
- コーポレート・ガバナンス・コード
- スチュワードシップ・コード



コーポレート・ガバナンスの 利害関係者(*stakeholder*)

- 上場企業：取締役会、監査役会（監査委員会）、内部監査
- 外部監査（会計監査）
- 株主、機関投資家等
- 証券取引所
- 金融庁（含む、公認会計士・監査審査会）



三様監査の連携の重要性

- 監査役－監査人：実効性あるコミュニケーション
- 監査役－内部監査：役割、立場は異なるものの、限られた監査資源の有効活用
- 内部監査－監査人：外部監査計画立案の上での内部監査の有効性評価等



監査法人検査を通じてみた コーポレート・ガバナンス

審査会検査→①監査法人→②監査役・内部
監査→③取締役会

①監査法人自身の品質管理態勢

②監査先上場企業の監査役・内部監査の有
効性

③監査先上場企業の取締役会の実効性



監査人と監査役のコミュニケーション (1)

監査人の職務遂行に関する監査役と監査人のコミュニケーション

①会社計算規則127条4号

監査役は、監査人の適正な職務遂行を確保するための体制に関する事項を内容とする報告書を作成する義務。



監査人と監査役のコミュニケーション (2)

②会社計算規則131条1号、3号

監査人は、独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関するその他の事項を、監査役に通知する義務。

(監査報告書ひな型)(抜粋)

(各監査役は)、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



監査人と監査役のコミュニケーション

(3): 双方が不十分

- 監査役と会計監査人の不十分なコミュニケーション
 - ① 会計監査人→監査役: 説明するインセンティブの不足(監査役から聞かれなければ説明しないことが多い)、説明も形式的・限定的(会計監査人にとって不利なことは言わない傾向)
 - ② 監査役→会計監査人: 監査役の能力不足、会計監査人の説明を鵜呑み(突っ込み不足)←監査役の善管注意義務の問題は？



監査人と監査役のコミュニケーション

(4):改正会社法

- 監査人の選解任議案・報酬等決定権：
従来：取締役(会)
現在：選解任権は監査役(会)、報酬決定権は取締役(会)
- 選解任決定の上で、会計監査人監査への理解の必要性の高まり、会計監査人のパフォーマンスの評価の必要性



監査人と監査役のコミュニケーション

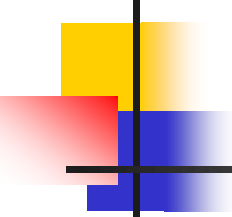
(5): 新たな諸基準(監査人にとって)

- **改訂監査基準(2013)**

監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない

- **不正リスク対応基準(2013)**

不正による重要な虚偽の表示の疑義、経営者の関与が疑われる不正の発見→監査役等との連携



監査人と監査役のコミュニケーション

(6): 新たな諸基準(監査役にとって)

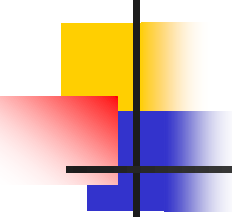
- 改正会社計算規則: 監査人の選解任理由、報酬同意理由の株主総会資料等への記載
- コーポレートガバナンス・コード: 監査人の選定・評価に関するポリシーの策定、監査人との連携の確保等



監査人と監査役のコミュニケーション

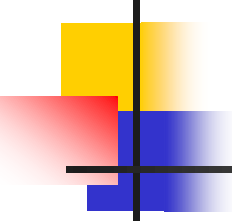
(7): 審査会検査に関して

- 監査事務所に対する審査会検査関連情報の監査役への開示(日本公認会計士協会・日本監査役協会改定共同研究報告(25.11))
- 審査会検査の受検の有無
- 当該被監査会社が審査会検査対象となったか否か
- 当該被監査会社に係る監査手続きについての指摘の有無、内容
- コミュニケーションの実態を審査会検査等で実態把握強化



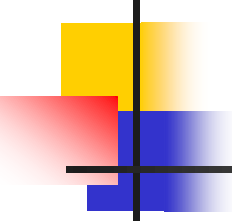
監査人の交代・引継ぎ

- 実務指針900の改定:不正リスク対応基準への対応(「重要な事項」の伝達、相互確認等)
- 監査人の交代:上場企業による適時開示
- 監査法人交代の理由:大半は「任期の満了により」(適時開示)←本当か? 監査法人交代の背景、真の理由は?
- 特に、年度途中での監査法人交代;何があったのか?
- 特定の問題監査法人への交代;「不良会計士」問題



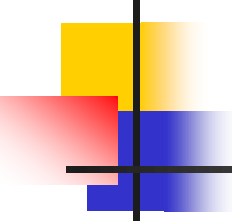
グループ監査の問題(1)

- 在外子会社における会計不正の問題
- 国内企業の海外進出の増大(進出地域及び主体の多様化): 海外における不正リスクの増大
- グループ監査の実態把握(2013~)
- 大手法人、準大手の間の差: メンバーファームの活用状況



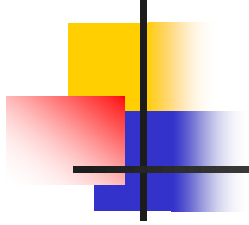
グループ監査の問題(2)

- 構成単位(海外拠点)及び構成単位の監査人に対する理解:十分か?
- リスク評価における構成単位の重要性の検討:量的重要性に加え、質的重要性
- 構成単位の監査人とのコミュニケーション; インストラクションの有効性は?
- グループ監査人の人材育成の必要性; 英語、コミュニケーション能力等



上場企業へのお願い

- 監査法人監査への理解・関心；報酬だけでなく、監査の質が重要
- その上での、金融庁、公認会計士・監査審査会、公認会計士協会の活動への理解・関心；特に審査会による監査法人検査結果



ご清聴

ありがとうございました

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>